

# 小千谷市高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画

お知らせ版

計画期間 令和3年度～令和5年度

計画の基本理念 **ふれあい支えあい 高齢者が健やかに  
安心して暮らせる活力あるまち おぢや**

## 1 計画策定の趣旨

団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を見据えて、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）を推進する施策を展開してきました。今後、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年までに、介護ニーズの高い85歳以上人口の急速な増加に伴い、介護サービス需要が更に増加し、多様化することが想定されます。

本計画においては、「地域共生社会の実現」に向けて、様々な分野にわたる生活上の問題を解決できるよう、包括的な支援体制や認知症施策、介護サービスの提供、それを支える人的基盤を整備することで地域包括ケアシステムを着実に推進します。

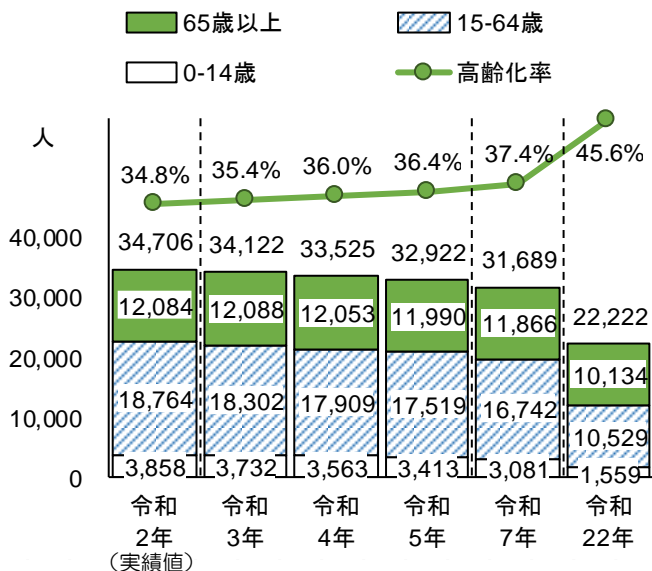
また、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施することで、健康づくりや社会参加、医療や介護予防サービスにつなげ、介護予防・重度化防止を推進します。

## 2 将来推計

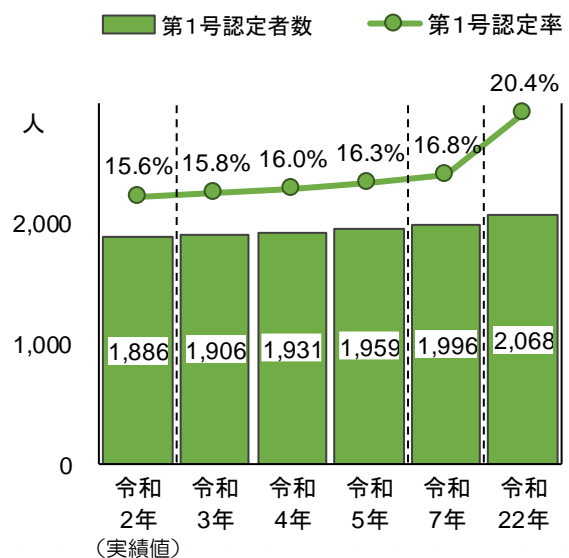
総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合（高齢化率）は令和2年の34.8%から令和7年に37.4%、令和22年には45.6%まで上昇することが見込まれます。

また、第1号被保険者（65歳以上）の認定率も令和2年の15.6%から令和7年に16.8%、令和22年には20.4%まで上昇する結果、今後65歳以上の高齢者人口が減少する中でも要支援・要介護認定者数は増加することが見込まれます。

【人口推計】



【要支援・要介護者認定者数（第1号）の推計】



### 3 基本目標と主な施策・事業

#### 基本目標1 介護予防・重度化防止の推進と社会参加の促進

一般介護予防事業（介護予防把握事業・介護予防普及啓発事業・介護予防相談会）／  
一般介護予防評価事業／生きがい対応型デイサービス事業（デイホーム 10 地区 27 会場）／  
地域リハビリテーション活動支援事業／介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス・  
通所型サービス・その他の生活支援サービス）／老人クラブ活動への支援／老人憩いの家（白寿荘）  
運営事業／シルバー人材センターへの支援／敬老会への支援／生涯学習の推進／体操教室

#### 基本目標2 共生と予防を両輪とした認知症支援の推進

認知症サポーター養成講座／徘徊模擬訓練事業／普及啓発事業／もの忘れ心配相談室／  
認知症初期集中支援事業／認知症カフェ事業（4 か所）／  
認知症対策推進検討会議（徘徊 SOS ネットワーク会議）／成年後見制度利用支援事業／  
認知症高齢者見守り隊講座／認知症高齢者見守り隊（笑和会：しょうわかい）活動

#### 基本目標3 安心を支える在宅生活の支援

除雪援助事業／通院等支援サービス事業（タクシー券）／介護手当の支給／  
老人医療費助成事業／介護用品支給事業／施設福祉事業（養護老人ホーム・地域密着型介護老人福  
祉施設・ケアハウス・サービス付き高齢者向け住宅）／高齢者住宅整備費補助金／住宅改修支援事  
業／高齢者見守り相談サービス事業／地域との連携強化（民生委員・児童委員、地域ボランティア  
や町内会などとの連携）

#### 基本目標4 地域包括ケアシステムの推進による地域共生社会の実現

地域包括支援センター機能の充実（介護予防ケアマネジメント事業・総合相談支援事業・権利擁  
護事業＜成年後見制度の活用、高齢者虐待への対応など＞・包括的・継続的ケアマネジメント）／  
地域ケア会議の充実／生活支援コーディネーターの配置と生活支援協議体の設置（地域支え合い  
活動推進）／在宅医療・介護連携推進事業（在宅医療介護連携協議会・多職種連携・市民への啓  
発・在宅医療・介護連携相談支援）



## 基本目標5 介護サービスの充実

予防給付におけるサービス  
(要支援1・2の方が利用)

- 介護予防サービス
  - 【訪問サービス】  
介護予防訪問入浴介護  
介護予防訪問看護  
介護予防訪問リハビリテーション  
介護予防居宅療養管理指導
  - 【通所サービス（デイサービス）】  
介護予防通所リハビリテーション
  - 【短期入所サービス（ショートステイ）】  
介護予防短期入所生活介護  
介護予防短期入所療養介護
  - 【その他の介護予防サービス】  
介護予防福祉用具貸与  
特定介護予防福祉用具販売  
介護予防住宅改修  
介護予防特定施設入居者生活介護  
(サービス付き高齢者住宅)
- 地域密着型介護予防サービス  
介護予防認知症対応型通所介護  
介護予防小規模多機能型居宅介護  
介護予防認知症対応型共同生活介護  
(グループホーム)
- 介護予防支援



介護給付におけるサービス  
(要介護1～5の方が利用)

- 居宅サービス
  - 【訪問サービス】  
訪問介護  
訪問入浴介護  
訪問看護  
訪問リハビリテーション  
居宅療養管理指導
  - 【通所サービス（デイサービス）】  
通所介護  
通所リハビリテーション
  - 【短期入所サービス（ショートステイ）】  
短期入所生活介護  
短期入所療養介護
  - 【その他の居宅サービス】  
福祉用具貸与  
特定福祉用具販売  
住宅改修  
特定施設入居者生活介護  
(ケアハウス、サービス付き高齢者住宅)
- 地域密着型サービス  
認知症対応型通所介護  
小規模多機能型居宅介護  
認知症対応型共同生活介護  
(グループホーム)  
地域密着型特定施設入居者生活介護  
(ケアハウス)  
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  
(特別養護老人ホーム)  
地域密着型通所介護
- 施設サービス  
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）  
介護老人保健施設  
介護療養型医療施設  
介護医療院
- 居宅介護支援

## 基本目標6 介護人材の確保

介護事業所と連携した取組の実施（介護職の魅力発信に向けた取組・定着と促進に向けた事業・キャリア教育の実施）

## 基本目標7 災害や感染症対策に対応した連携体制の確立

介護事業所などとの連携体制の推進（災害に対する備え・感染症に関する備え・必要な物資の整備）  
／災害や感染症に対する備えの周知及び啓発（災害時要援護者情報の収集と制度の周知・災害や感染症に対する備えの啓発）

## 4 第8期計画期間中の第1号被保険者介護保険料

| 所得段階 | 対象者         |   | 負担割合                   | 年額<br>保険料<br>(円)   | 月額<br>保険料<br>(円) |
|------|-------------|---|------------------------|--------------------|------------------|
| 第1段階 | 本人が市民税非課税世帯 | 生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、<br>課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の方 | 基準額<br>×0.50<br>(×0.3) | 33,000<br>(19,800) | 2,750<br>(1,650) |
| 第2段階 |             | 課税年金収入額＋合計所得金額が80万円を超えて120万円以下の方              | 基準額<br>×0.75<br>(×0.5) | 49,500<br>(33,000) | 4,125<br>(2,750) |
| 第3段階 |             | 課税年金収入額＋合計所得金額が120万円を超える方                     | 基準額<br>×0.75<br>(×0.7) | 49,500<br>(46,200) | 4,125<br>(3,850) |
| 第4段階 | 本人が市民税課税世帯  | 課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の方                       | 基準額<br>×0.90           | 59,400             | 4,950            |
| 第5段階 |             | 課税年金収入額＋合計所得金額が80万円を超える方                      | 基準額<br>×1.00           | 66,000             | 5,500            |
| 第6段階 | 本人が市民税課税    | 合計所得金額が120万円未満の方                              | 基準額<br>×1.20           | 79,200             | 6,600            |
| 第7段階 |             | 合計所得金額が120万円以上210万円未満の方                       | 基準額<br>×1.30           | 85,800             | 7,150            |
| 第8段階 |             | 合計所得金額が210万円以上320万円未満の方                       | 基準額<br>×1.50           | 99,000             | 8,250            |
| 第9段階 |             | 合計所得金額が320万円以上の方                              | 基準額<br>×1.70           | 112,200            | 9,350            |

※第5段階の保険料が基準額となります。

※第1段階から第3段階までの保険料は、公費により（ ）内の金額に軽減されています。

高齢者福祉・介護保険に関する相談・お問合せ先（小千谷市役所内）

- 高齢者や家族に関する相談                      地域包括支援センター    電話   83-0807（直通）
  - ・総合的な相談・支援
  - ・認知症、高齢者虐待に関する相談ほか
- 高齢者福祉サービス                              福祉課    高齢福祉係            電話   83-3517（直通）
  - ・介護保険サービス以外に関することほか
- 介護保険全般                                      福祉課    介護保険係            電話   83-3517（直通）
  - ・介護保険制度、要介護認定の申請に関することほか
- 介護保険料                                        税務課    市民税係                電話   83-3508（直通）
  - ・介護保険料の計算方法、納付に関すること



発行 令和3年3月  
 編集 小千谷市 福祉課  
 〒947-8501 新潟県小千谷市城内2丁目7番5号  
 Tel 0258-83-3517 Fax 0258-83-4160  
 URL <https://www.city.ojiya.niigata.jp/>

